

障害児入所・通所支援における人員基準（経過措置終了）

※ 経過措置終了後に改正後の人員基準を満たさない場合は、人員基準違反となり、人員欠如減算や行政指導の対象となりますので、十分ご注意ください。

1 障害児入所支援（福祉型障害児入所施設）（経過措置終了）

主として知的障害児を入所させる施設、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直す経過措置が、令和4年3月31日をもって終了。

＜人員基準＞

旧（～R3.3.31）	現行（R4.4.1～）
<p>○ 児童指導員及び保育士の総数</p> <p>（1）主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を <u>4.3</u> で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上）</p> <p>（2）主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児である乳児又は幼児の数を <u>4</u> で除して得た数及び障害児である少年の数を <u>5</u> で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上）</p>	<p>○ 児童指導員及び保育士の総数</p> <p>（1）主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を <u>4</u> で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上）</p> <p>（2）主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を <u>4</u> で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上）</p>

2 障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス）（経過措置終了）

専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみにより人員基準を見直す。令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、令和5年3月31日をもって経過措置終了。

《人員基準》

旧（～R3.3.31）	現行（R4.4.1～）
<p>指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は<u>障害福祉サービス経験者</u>の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）</p>	<p>指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）</p> <p><u>※令和3年3月31日時点で、指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける。</u></p>

その他留意事項（全サービス対象）

※ 経過措置終了後に改正後の運営基準を満たさない場合は、運営基準違反となり、行政指導の対象となりますので、十分ご注意ください。

1 障害者虐待防止の更なる推進（全サービス対象）（経過措置終了）

障害者虐待防止の更なる推進のため、令和3年度報酬改定により運営基準に以下の内容を盛り込まれたが、その際、施設・事業所が対応するためには一定の時間を要すると見込まれるため、まずは令和3年度から努力義務化された後、1年間の準備期間を設けられていたが、令和4年度から義務化されるため注意すること。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組を行うことができるよう、具体的な方法等を示す。

- ・ 虐待防止委員会（※）の設置等の義務化
- ・ 従業者への研修の実施の義務化
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

（※ 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

《障害者虐待防止の更なる推進》

旧（～R3. 3. 31）	現行（R4. 4. 1～）
① 従業者への研修実施（努力義務） ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）	① 従業者への研修実施（ <u>義務化</u> ） ② <u>虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化）</u> ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（ <u>義務化</u> ）

2 身体拘束等の適正化（全サービス対象）（経過措置終了）

① 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、

- ・ 令和3年度から努力義務化された後、1年間の準備期間を設けられていたが、令和4年度から義務化されるため注意すること。
- ・ 減算の要件追加については令和5年4月から適用することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

② 運営基準について

- ・ 現在、訪問系サービス以外において義務となっている「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」については、令和3年4月から義務化されていること。
- ・ 令和3年度報酬改定により追加された事項については、令和3年度から努力義務化された後、1年間の準備期間を設けられていたが、令和4年度から義務化されるため注意すること。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

《運営基準》

旧（～R3. 3. 31）	現行（R4. 4. 1～）
身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。	<p>① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する<u>委員会を定期的</u>に開催するとともに、<u>その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</u>（令和4年度から義務化）</p> <p>③ <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）</p> <p>④ 従業員に対し、<u>身体拘束等の適正化のための研修を定期的</u>に実施すること。（令和4年度から義務化）</p>

《身体拘束廃止未実施減算》 5単位／日

旧（～R3. 3. 31）	現行（R4. 4. 1～）
次の基準を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。	<p>次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。</p> <p>① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること <u>（令和5年4月から適用）</u></p> <p>② <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的</u>に開催するとともに、<u>その結果について、従業員に周知徹底を図ること</u>（令和5年4月から適用）</p> <p>③ <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること</u>（令和5年4月から適用）</p>

④ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的</u> に実施すること (令和5年4月から適用)

3 事故発生時の対応について

事故等が発生した場合には、基準省令に定める「事故発生時の対応」を遵守するとともに、県HP掲載の「障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」により、所定の様式により市町等に対して直ちに報告するとともに、報告後も事故が継続している場合には、適宜報告すること。

また、速やかに事故原因の発見に努め、改善策を講じた体制を整備すること。

- (報告の範囲) (1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
(2) 食中毒及び感染症等の発生
(3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生 等

4 感染症や災害への対応力の強化

障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行うとともに、その取組を基本報酬で評価する。

(1) 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

- ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を義務付ける。その際、令和3年度より3年間の経過措置(準備期間)が設けられている。

(2) 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

- ・ 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。その際、令和3年度より3年間の経過措置(準備期間)が設けられている。

なお、別添「福祉事業所における事業継続計画(BCP)について」を参考に、事業継続計画の策定に取り組むこと(別添1参照)。

5 福祉・介護職員処遇改善(臨時特例交付金等)について

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については、資料1障害者総合支援法関連の留意事項等P6、令和4年度改定後の処遇改善加算については、同資料P7を参照すること。

6 サービス管理責任者・児童発達管理責任者の研修体系の見直し

サービス管理責任者・児童発達管理責任者の研修体系等の見直しについては、[資料1](#) 障害者総合支援法関連の留意事項等 P8「サービス管理責任者・児童発達管理責任者の研修体系の見直し概要」を参照すること。

7 令和4年度以降の防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策

○ 令和4年度以降に措置される防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策においては、市町村が国土強靱化地域計画を策定することを補助要件とすることとされている。このため、地域計画未策定の市町村に所在する障害福祉サービス等事業所は補助対象外となるのでご了知いただきたい。

また、当該地域計画に明記された事業については、優先的な整備対象に今後追加することを検討されている。

○ 令和7年度までは、防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策が継続されることから、引き続き、耐震化、非常用自家発電設備、ブロック堀改修、水害対策の整備への取組の強化をお願いしたい。

8 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

令和4年2月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室からの事務連絡において、障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて、示されたところであるが、毎月の報酬請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、所定の減算対象確認シート（別添2）参照を用いて定員超過利用減算適用の有無を確認すること。

なお、原則として、障害児通所支援事業所においては、指定基準において、利用定員を超過して、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととすること。

定員超過利用減算

サービス種類		児童発達支援 医療型児童発達支援 (指定医療機関を除く) 放課後等デイサービス	障害児入所支援 (指定医療機関を除く)
減算の対象	1日当たりの 利用実績	1日の障害児数 > 利用定員 × 150%	1日の障害児数 > 入所定員 × 110%
	1日について 障害児全員	1日の障害児数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 25% + 25	1日の障害児数 > 入所定員 + (入所定員 - 50) × 5% + 5
直近の過去3月 間の利用実績	利用定員 11人以下	過去3月間の延べ障害児数 > (利用定員 + 3) × 過去3月間の開所日数	過去3月間の延べ障害児数 > 入所定員 × 過去3月間の開所日数 × 利用定員 × 105%
	1月間について 障害児全員	12人以上	過去3月間の延べ障害児数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 125%

9 重症心身障害児向け通所支援・居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業の推進

重症心身障害児を対象とする障害児通所支援事業所については、第6期県障害福祉実施計画（案）（計画期間 2021～2023 年度）において、全市町（政令・中核市除く）への設置を目標としている（複数市町による共同設置も可）。

目標の達成に向けては、本事業の積極的な活用をお願いしたい（別添3参照）。

10 要配慮者利用施設における避難確保計画・避難訓練の実施について

「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難態勢の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成 29 年 6 月 19 日に改正されました。浸水想定区域や土砂災害計画区域内の要配慮者利用施設（障害児通所支援事業の用に供する施設を含む）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となっておりますので、ご了承ください。（別添4参照）

11 医療的ケア児に対する支援体制の構築事業について

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、既存事業である「医療的ケア児支援関係者連絡協議会の設置」及び「医療的ケア児等コーディネーターの配置」については、第6期県障害福祉実施計画（案）（計画期間 2021～2023 年度）において、全市町（政令・中核市除く）への設置を目標としている。

また、県において令和3年度より圏域医療的ケア児等コーディネーターの配置、令和4年度より新たに、医療的ケア児とその家族などからのワンストップ相談対応を行う医療的ケア児支援センターを設置することとしている。

各市町におかれては、圏域医療的ケア児等コーディネーター及び医療的ケア児支援センターとの連携を進めていただくようお願いしたい。（別添5参照）

別添 1

福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定について

1 事業継続計画とは

地震や風水害、新型インフルエンザなどの感染症の流行といった緊急事態に対して、重要な事業を継続、または早期に復旧するために、予め準備しておく計画です。

大規模地震が発生すると、経営資源（ヒト〈職員〉、モノ〈施設や設備〉、カネ〈資金〉、情報といった法人を運営するのに欠かせないもの）を通常時のようには利用できなくなります。限られた経営資源の中で、法人の中の事業のうち、継続する必要のある事業と休止する事業に振り分け、継続する事業においても、継続する業務と休止する業務に分けます。継続する業務については、被害を受けても実施できるように対策を講じておくことで、緊急事態が発生しても業務を続けられます。

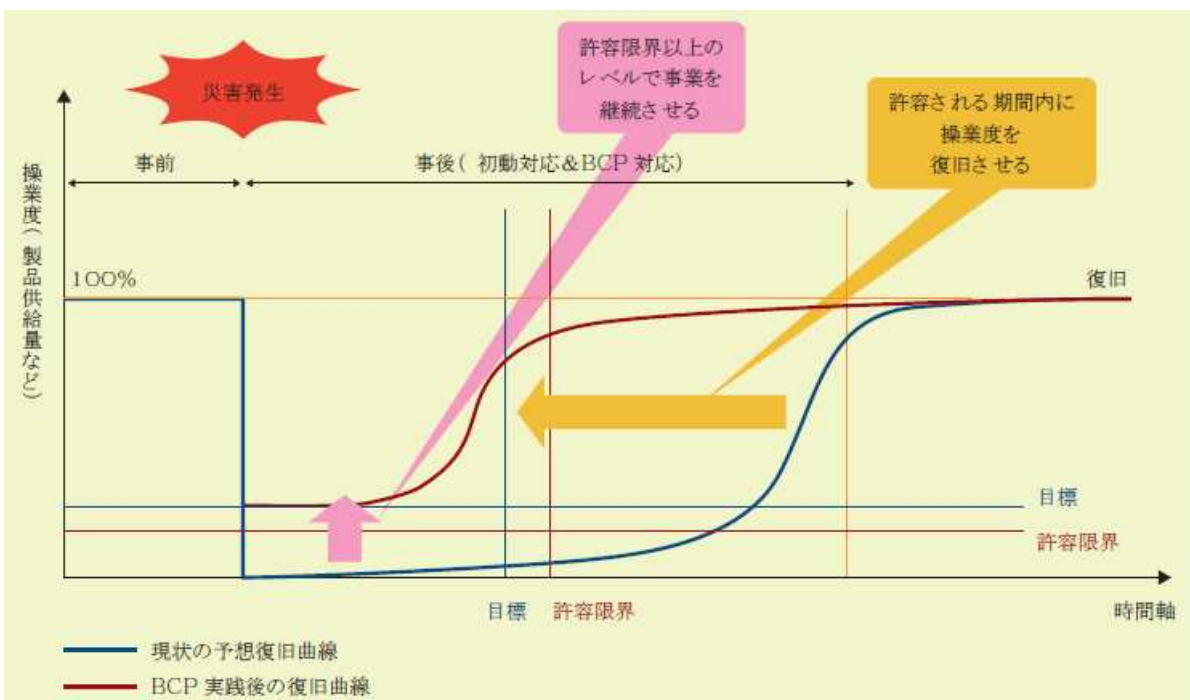
2 事業継続計画の策定効果

下表は、事業継続計画を策定して実践している場合とそうでない場合で、災害が発生してから時間の経過とともに操業度（製品供給量、サービス提供量など）がそれぞれどのように回復していくのかを表したものです。

事業継続計画を策定していない法人（青線）では、災害が発生すると操業度がゼロになってしまい、その後もしばらく低い水準が続き、サービスの利用者がサービスの提供を求める最低限の水準（操業度に関わる許容限界）を下回り、また、サービス提供の復旧を待つことのできる時間（許容される期間、時間に関わる許容限界）よりも長く復旧に時間を要しています。

一方、事業継続計画を実践している法人（赤線）では、災害が発生しても操業度が許容限界を上回る水準を維持しているとともに、許容される期間よりも早く操業度が復旧します。

事業継続計画を策定し実践していくことで、青線を赤線に近づけていくことを目指します。



3 事業計画の策定・運用の流れ

事業継続計画は、次の図表のような流れで策定・運用していきます。

I. 事業継続方針の検討

法人全体における事業継続計画の基本となる方針を検討します。この方針は、以下の具体的な計画検討の指針になります。



II. 想定する緊急事態とその被害想定

どのような緊急事態に対応するのかを決め、その緊急事態が発生すると、職員、施設、設備といった経営資源やライフラインにどのような被害が出るのかを想定します。



III. 重要な事業の選定と目標復旧時間の決定

法人の実施する事業のうち、緊急事態が発生したときに優先的に継続または早期復旧していく重要な事業を選び、その事業の目標とする復旧時間（目標復旧時間）を決めます。



IV. 目標復旧時間内での復旧可能性の検討

重要な事業で実施されている業務を洗い出し、その業務に用いられる経営資源が何かを特定します。洗い出された経営資源が、IIで想定した被害想定にあてはめて、どれだけの被害を受けるかを検討します。検討の結果、優先度の高い業務を継続、または目標とする復旧時間内に復旧することができるかどうか、どの程度の水準で業務を実施するのかを検討します。



V. 重要な事業の継続や早期復旧対策の検討

継続しなければならないのに継続できない業務や、目標復旧時間内に復旧できないと判断された業務について、どのようにして、継続、または目標復旧時間内に復旧するのか検討をします。



VI. 事業継続計画の文書化

初動対応マニュアルや事業継続計画書として文書にまとめ、あわせて、Vで検討した今後行う対策についてもリスト化し、実施管理します。



VII. 事業継続計画の周知・徹底

まとめた事業継続計画の内容を職員に教育や訓練をして周知、徹底することで、緊急事態発生時に的確に対応することができるようにします。



VIII. 事業継続計画の点検・見直し

事業継続計画の点検や見直しを行うことで、いざという時に本当に役に立つ事業継続計画とします。

4 事業継続計画における地域との連携や同業者間連携

緊急事態発生時の限られた経営資源で運営をしなければならない状況では、地域との連携や同業者間の連携は大変有効になります。

下表のように情報のやりとりや経営資源の融通などにより不足する経営資源を補うことができ、また、可能であるならば地域貢献活動を行い共助を担うことで地域との関係が深まりますので、事業継続計画の策定にあたり、地域や同業者間の連携についても検討してください。

	事業継続計画で想定すること	
	地域・同業者から法人へ	法人から地域・同業者へ
民生委員や自治会	緊急時の安否などの情報のやりとり	
地域内の同業の福祉事業所	緊急時の利用者の受入れ	
離れた場所にある福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> 要員が不足する場合の応援 支援物資の受領 	<ul style="list-style-type: none"> 代替生産の引受け
地域内の取引先	必要物資の融通	
地域住民	ボランティアによる応援	炊出しなどの地域貢献活動
行政	情報の共有	

5 策定に向けた取り組み

緊急事態が発生しても重要な事業を継続または早期復旧するためには、「必要な経営資源を確保すること」「意思決定や行動に必要な情報の入手と伝達ができること」「的確な意思決定と迅速な行動をとること」が重要です。

これらが実践できるよう、厚生労働省が実施した平成23年度社会福祉推進事業で「株式会社浜銀総合研究所」が委託事業として作成した下記の文献を参考に、事業継続計画の早期策定を行ってください。

- 「福祉事業所における事業継続計画(BCP)策定ガイドライン」災害に強い事業所づくり～利用者へのサービスを維持するための地域との連携のあり方～
- 突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画策定とその普及事業報告

また、感染症が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供するためには、もしくは、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画(BCP)の策定が重要であることから、令和2年12月に厚生労働省において、その策定を支援するため、以下の障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等が示されているので、これも参考資料の一つとして、業務継続計画を策定してください。

- 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画(ひな形)
(掲載場所) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

別添2

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート 令和 年度分

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
 - ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月に入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
 - ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名		水色のセルに入力してください。 (色のないセルは自動入力です。)
提供サービス名		
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)		

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 0 年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)																
② 過去3月間の延べ利用者数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)																
④ 開所日数(日)																
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。
 (注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125/100)」、11人以下の場合:「(③+3)×④」

(案)

別添3

令和4年度兵庫県重症心身障害児向け通所支援・ 居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケアを必要とする重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられる環境整備を支援し、生活支援の充実を図るため、重症心身障害児向け通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）又は居宅訪問型児童発達支援事業所が未設置の市町における事業者の新規参入を促進することを目的として、開設当初に利用人数が十分に確保されなかったことによって得られなかった報酬分を助成する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、政令指定都市、中核市を除く兵庫県内の市町（以下「市町」という。）とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「重症心身障害児向け通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）又は居宅訪問型児童発達支援事業所」とは、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業のうち、重症心身障害児向けの事業所として新たに指定を受けることをいう。（既存の障害児通所事業所と一体的に運営される事業所として指定を受ける場合を含む。）

(助成対象者)

第4条 重症心身障害児向け通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）又は居宅訪問型児童発達支援事業所の未設置市町において、初めて当該事業指定を受けた事業所を運営する法人とする（複数市町による共同設置も可）。

(対象経費、基準額、負担割合)

第5条 対象となる経費、基準額、負担割合は、次表のとおりとする。

区 分	重症心身障害児通所支援事業所 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	居宅訪問型児童発達支援事業所
補助対象経費	重症心身障害児向け通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）又は居宅訪問型児童発達支援事業所の未設置市町において、初めて当該事業指定を受けた事業所に対する市町が助成した経費	
補助基準額	児童発達支援又は放課後等デイサービス事業の指定定員5名における基本報酬単価×（(定員5名×開所日数－月間利用人数）の年度間合計） ※補助期間は年度間通算を含めて最大1年以内	居宅訪問型児童発達支援事業の基本報酬単価×（(25人－月間訪問人数）の年度間合計） ※補助期間は年度間通算を含めて最大1年以内
負担割合	県1/3 市町1/3 事業者1/3（政令・中核市除く）	

(助成の額)

第6条 市町が事業指定を受けた事業所を運営する法人に交付する助成金の額は、第5条に定める補助基準額に3分の2を乗じて得た額と、市町が補助した額を比較して少ない方の額とする。

(助成の申請等)

第7条 助成の申請、決定、交付等に係る手続きは市町の定めるところによる。

(助成金の返還)

第8条 市町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した助成金の全額又は一部を返還させることができる。返還に係る手続きは市町の定めるところによる。

- (1) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき
- (2) その他、適切な運営がされていないと認められたとき

(県の補助)

第9条 兵庫県は、この要綱に基づき市町が令和5年3月31日までに行った助成に対し、健康福祉部補助金交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内でその経費の一部を補助する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

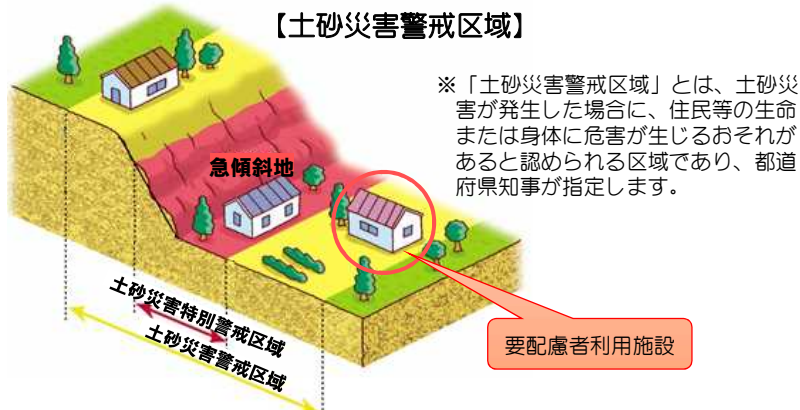
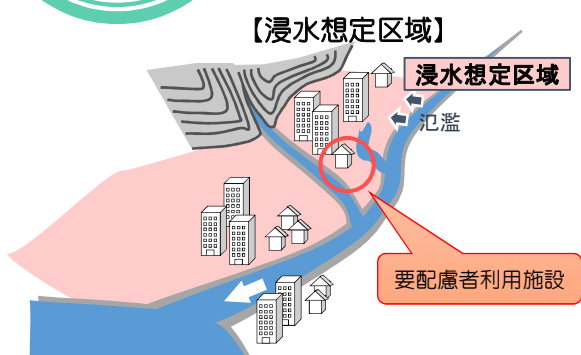
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

医療的ケア児に対する支援体制の構築事業（拡充）

1 事業目的

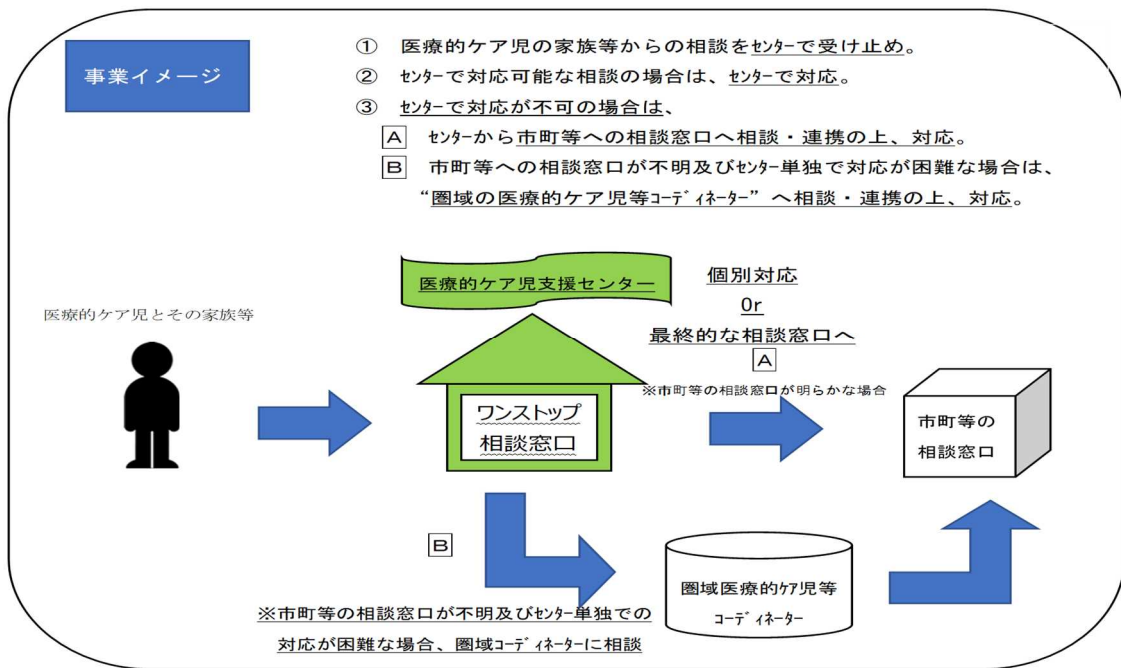
たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児が、地域において必要な支援を受けられる体制を構築する。

なお、医療的ケア児（者）及びその家族（「以下「医療的ケア児等」という。」）の様々な相談に対して総合的に対応する拠点として、①相談支援の情報集約点になること。②医療的ケア児等からの相談に応じ、情報の提供・助言・支援を行うとともに、相談を受け止め関係機関と連携して対応すること。③医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整の中核的な役割を果たすことを目的として、医療的ケア児支援センターを設置する（拡充）

2 事業内容等

(1) 医療的ケア児支援センターの設置（拡充）（R4～）

- 実施手法 民間医療型障害児入所施設への委託（週5日開設）
- 体制 相談員2名（看護師・相談支援専門員）
- 内容 医療的ケア児及び家族からのワンストップ相談対応・研修会、家族交流会の開催 等



(2) 医療的ケア児等コーディネーターの養成等

- 内容・市町に設置するコーディネーター養成研修の開催（H29～）
- ・市町間の連携を担う圏域コーディネーターの設置（R3～） 等